

第2期 伊佐市子ども・子育て支援事業計画 概要版

第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画とは

1 計画策定の背景

近年、我が国の子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題等の様々な問題を抱えています。

このような状況の中、国は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

「子ども・子育て支援法」では、すべての市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、本市においては、平成27年3月に「安心して生み、子育てができるまちづくり」を基本理念とする「伊佐市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第1期計画という。)を策定し、子ども・子育て施策の推進を図ってきました。

この度、第1期計画の計画期間が満了することから、新たに「第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針等を定める計画です。本市のまちづくりの指針である「伊佐市総合振興計画」に対する、子ども・子育てに関する分野別計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

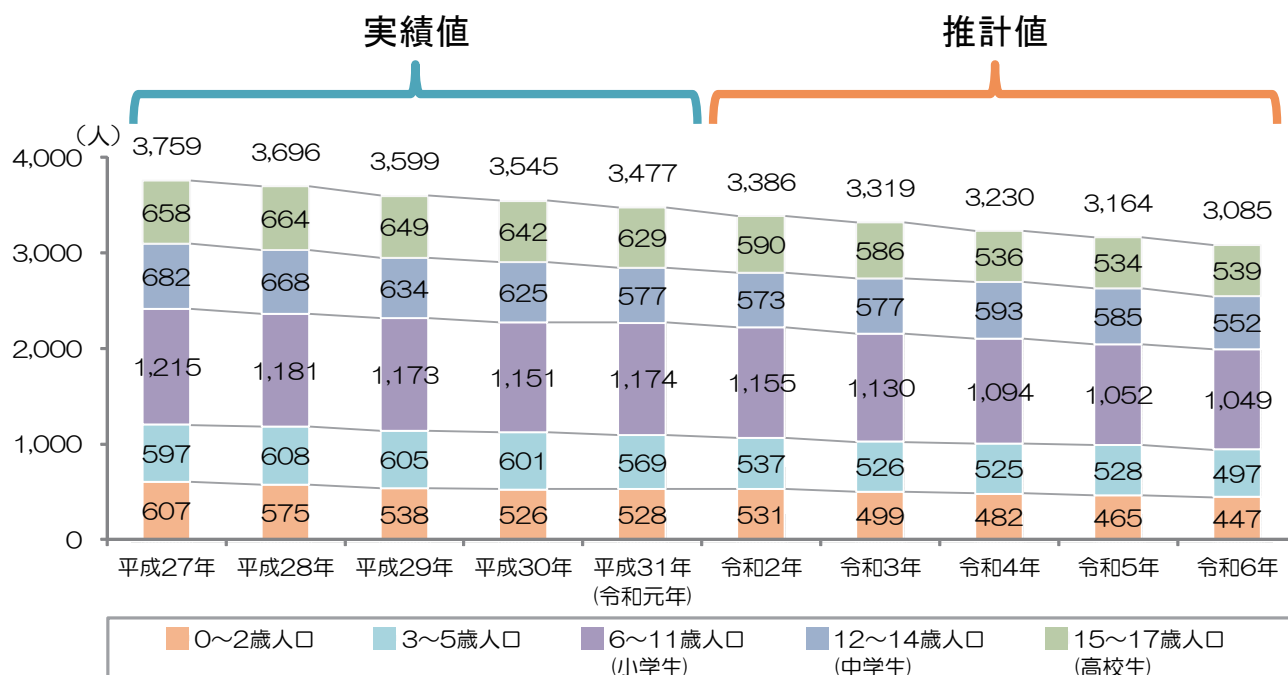
令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、本市の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢の変化等に基づき、必要に応じた見直しを検討するものとします。

伊佐市の子育てを取り巻く状況

1 児童数の推移と将来推計

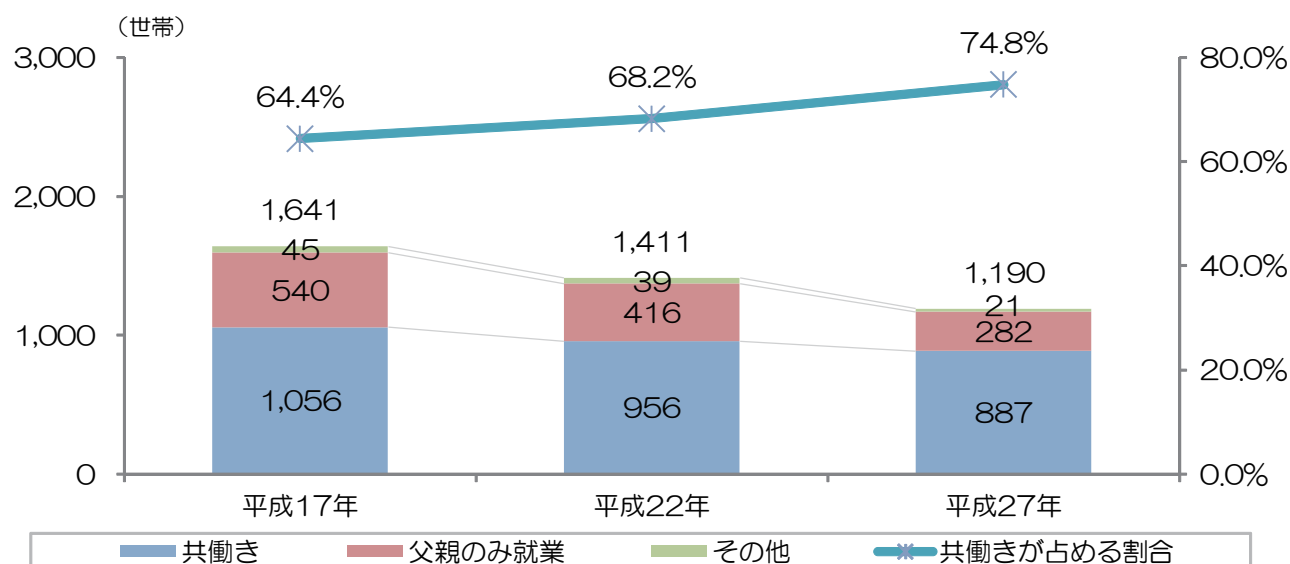
本市の児童数（18歳未満人口）は減少傾向で推移しており、平成31年4月時点で3,477人となっています。今後も減少傾向が続き、令和6年4月時点の児童数は3,085人まで減少することが予測されています。



※出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は伊佐市独自推計。数値は各年4月1日現在

2 子育て世帯の就労状況

本市の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は上昇傾向にあります。



※出典：総務省「国勢調査」

3 幼児教育・保育施設等の状況

認定こども園（保育）において、定員を利用児童数が上回っている状況にありますが、定員の120%までの受入れ（定員の弾力化）が許容されており、受入れができています。

・保育園、幼稚園等

	区分	箇所数（か所）	定員（人）	利用児童数（人）	充足率
認可保育所	保育	11	725	723	99.7%
認定こども園	教育	2	60	46	76.7%
	保育	2	85	98	115.3%
幼稚園	教育	1	60	19	31.7%
合計	保育	13	805	821	101.4%
	教育	3	120	65	54.2%

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

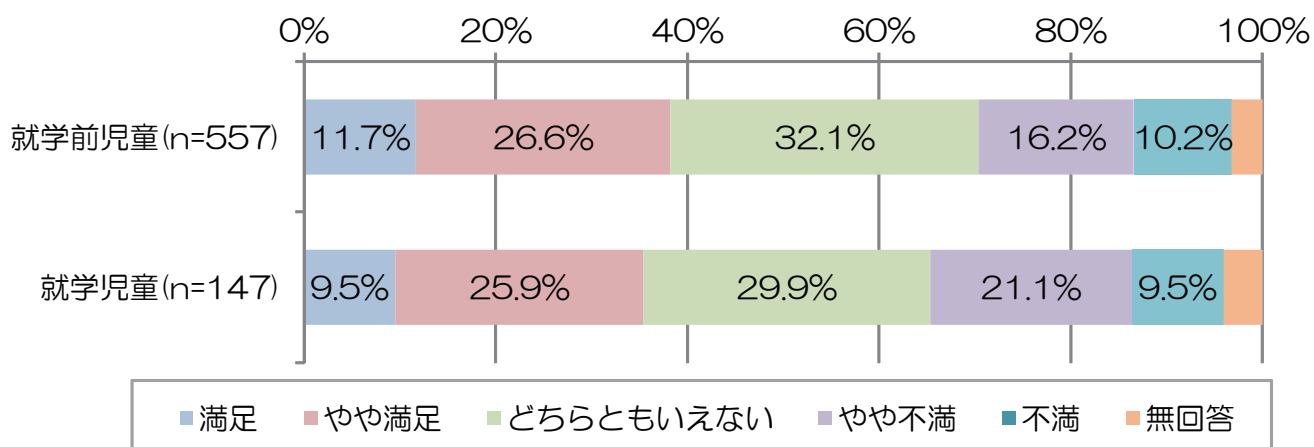
区分	箇所数（か所）	定員（人）	利用児童数（人）	充足率
放課後児童クラブ	14	428	365	85.3%

※出典：認可保育所・認定こども園・幼稚園の定員と認可保育所の利用児童数 こども課調べ 令和元年5月1日現在
 認定こども園・幼稚園の利用児童数 学校基本調査 令和元年5月1日現在
 放課後児童クラブの定員と利用児童数 こども課調べ 平成31年4月1日現在
 充足率は定員に対する利用児童数の割合

4 子育て環境や支援に対する保護者の満足度

保護者1,000人（就学前児童保護者700人・就学児童保護者300人）を対象に実施した調査において、「満足」または「やや満足」と回答した保護者の割合は、「不満」または「やや不満」と回答した保護者の割合を上回っていました。

しかし、「不満」「やや不満」と回答した割合も3割近くにまで達していることから、さらなる子育て環境の整備、子育て支援の充実が求められていると考えられます。



※出典：伊佐市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果

基本理念

「第1次伊佐市総合振興計画」の考え方等を踏まえ、第1期計画の基本理念を継承します。

安心して生み、子育てができるまちづくり

事業計画

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

対象	事業内容	今後の対応
1号認定及び 2号認定 (教育ニーズ)	子の年齢が3～5歳かつ幼稚園や認定こども園の利用を希望される方に対し、教育サービスを提供します。	幼稚園及び認定こども園にて確保できる見込みですが、多様なニーズに対応するため、国の推奨する認定こども園への移行により、利用定員の拡大に努めます。
2号認定 (保育ニーズ)	子の年齢が3～5歳かつ保護者の就労や病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方に対し、保育サービスを提供します。	令和2年度までは量の見込みが利用定員を上回る見込みですが、定員の弾力化による対応で確保できる見込みです。
3号認定	子の年齢が0～2歳かつ保護者の就労や病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方に対し、保育サービスを提供します。	令和3年度までは量の見込みが利用定員を上回る見込みですが、定員の弾力化による対応で確保できる見込みです。



2

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業内容	今後の対応
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。	「母子保健型」としてトータルサポートセンターを中心に、市内2か所の地域子育て支援センターに、一部業務（情報の集約・提供、相談、利用者支援等）を委託して実施しています。乳児家庭全戸訪問事業や母子手帳交付の機会を利用し、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげます。また、特に支援の必要な家庭等に対しては、トータルサポートセンターとこども健康係、関係機関でケース検討会議を行い、関係機関と支援の方法及び対応方針について検討し、支援プランを策定の上、支援します。
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。	現在の提供体制により、確保できる見込みです。
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	現在の提供体制により、確保できる見込みです。 保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図る等、医療機関受診を促進します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も早期から適切な育児支援が受けられるように継続して実施します。
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。	母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業をはじめとした健診事業等で把握している情報から、特に支援が必要な家庭への提供体制の確保のため、育児不安の解消や養育技術を迅速に提供できる支援者の育成、訪問体制の構築に努めます。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員等の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	現在のところ、本事業の活用はありませんが、今後、必要に応じて活用します。
子育て短期支援事業	一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。	現在の提供体制により、確保できる見込みです。今後も事業の周知に努めながら実施します。

事業名	事業内容	今後の対応
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	事業の更なる周知とセンター機能の強化に努め、サポート会員1人あたりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数の増加により、量の見込みに対応できる提供体制の確保を図ります。
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所・幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、現時点ではニーズがないことから見込み量の設定は行いませんが、市内1施設で実施可能な体制を維持します。幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外については、現在の提供体制により、確保できる見込みであり、今後も保護者の一時的な保育負担の軽減に努めます。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。	現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。
病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。	現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も現在の提供体制を維持し、事業の周知を継続的に図ります。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	13地区のうち、大口地区が現在の定員を超えるニーズが予想されています。受託希望のある社会福祉法人等と協議しながら、学校施設や民間施設の活用により、量の見込みに対応する提供体制の確保を図ります。その他の12地区では現行の事業実施により、量の見込みに対応できる予定です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供や日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	国の基準に応じ助成を実施します。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。	特別な支援が必要な子どもに対する支援としては、現在本事業は活用していませんが、「伊佐市すこやか保育事業」において同様の対応を行います。新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は行いません。

3

その他、本市が実施する取り組み

以下の各項目を推進することにより、「安心して生き、子育てができるまちづくり」の実現を目指します。

① 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった幼児期の教育・保育の一体的提供を推進します。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

③ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう提供体制の確保に努めていきます。
- 保護者と接するあらゆる機会を活用した保護者に対する情報提供・必要に応じた相談支援に努めます。

④ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の展開

- 児童虐待防止対策の充実を図ります。

※主な取り組み

- ・伊佐市要保護児童対策地域協議会の設置
- ・家庭児童相談員の配置と児童相談の充実
- ・教育相談員の充実
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・子育て短期支援事業の実施

- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進を図ります。

※主な取り組み

- ・相談体制の充実
- ・経済的支援の充実
- ・ひとり親家庭の就業促進
- ・養育費の確保支援
- ・母子生活支援施設への入所措置の実施

- 障害児施策の充実等を図ります。

※主な取り組み

- ・乳幼児健診・相談の実施
- ・早期発見・早期療育の充実
- ・在宅福祉サービスの推進
- ・子育て支援センター事業の充実

⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 男女平等意識の啓発や男性の家事参加促進のための啓発の実施等により、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを推進します。
- 保育等サービス及び放課後児童健全育成事業の充実等により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。

伊佐市の主な子育て支援

伊佐市では、「安心して生み、子育てができるまちづくり」の実現のため、妊娠期からの支援を実施しています。必要に応じてご利用ください。

取組	問い合わせ先
・妊婦健診の費用助成 ・新生児聴覚検査費用助成 ・産婦健康診査の費用助成 ・乳児家庭全戸訪問 ・母親教室 ・特定不妊治療（体外受精・顕微受精）費の一部助成 ・定期予防接種 ・ロタウイルスワクチン予防接種（任意予防接種）の費用助成 ・親子教室 ・乳幼児健診 ・育児相談 ・産後ケア事業 ・訪問指導	こども健康係 23-1311
・児童通所支援の法定利用者負担の全額助成 ・乳幼児医療費助成（就学前までの乳幼児） ・非課税世帯の未就学児の医療費、窓口負担無料 ・子ども安心医療助成（18歳までの児童） ・児童手当支給 ・児童扶養手当支給、ひとり親家庭医療費助成 ・保育所・認定こども園の整備 ・放課後児童クラブの整備	子育て支援係 23-1311
・伊佐市子ども発達支援センター こどもの育ちと保護者の子育てを支援します。	子ども発達支援センター たんぼぼ 22-5566
・子育て支援センター 保育所入所等をはじめとする子育てについての相談支援や乳幼児のための遊びの広場の開催、あそび場の開放を行っています。	大口子育て支援センター（ルピナス） 23-5080 菱刈子育て支援センター（まむさるーん） 26-2882
・ファミリーサポートセンター 保護者が自分らしい子育てができるよう、保育施設・児童クラブへの送迎やその後の預かり、保護者の外出時の預かり等を行っています。 ・3人乗り電動自転車の貸出し	大口子育て支援センター（ルピナス） 23-5080
・妊娠期から18歳までの子育てに関する相談支援	トータルサポートセンター 29-5511

編集・発行 伊佐市役所 こども課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

TEL (0995) 23-1311（代表）

FAX (0995) 22-5344

※本概要版は令和2年3月時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。